

東金市告示第30号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域、振動規制法第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により指定する区域並びに振動規制法施行規則別表第2備考1及び同表備考2の規定により、同表備考1各号に掲げる区域及び同表備考2各号に掲げる時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

東金市長 志賀 直温

1 特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による用途地域の指定がされている区域で、工業専用地域の指定がされている区域を除く全域

2 特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準

- (1) 時間及び区域の区分ごとの規制基準は、別表1のとおりとする。
- (2) 別表1の第1種区域及び第2種区域の区分は、別表2のとおりとする。
- (3) 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、別表1で定める当該値から5デシベル減じた値とする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

3 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域

- (1) 別表2に定める第1種区域及び第2種区域とする。ただし、都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業地域の指定がされている区域は除く。
- (2) 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

- ア 学校教育法第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 4 振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度を定める命令の規定に基づく区域及び時間
- 第1種区域及び第2種区域は、別表2のとおりとする。
- 昼間及び夜間の時間は、別表1に定める昼間及び夜間の時間とする。

別表1

区 分	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

別表2

区域の区分	該当地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 別表2に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域をいう。